

第12期宇治市生涯学習審議会 委員名簿

(任期：令和7年6月1日～令和9年5月31日)

令和7年6月1日現在

氏名	職名等
芦田 吉生	宇治市西小倉小学校長
押切 真紀	西宇治中学校 CS コーディネーター
切明 友子	特定非営利活動法人 働きたいおんなたちのネットワーク理事
桑原 千幸	事業創造大学院大学 インストラクショナルデザイナー
小宮山 恭子	紫式部市民文化賞受賞者
佐藤 翔	同志社大学教授
鳶 繁行	宇治市青少年健全育成協議会会長
杉岡 秀紀	福知山公立大学准教授
長積 仁	立命館大学教授
中本 裕也	元宇治市連合育友会会長
林 みその	まなびんぐ実行委員（前年度副実行委員長）
速見 信行	宇治市少年補導委員会 岡屋小校区代表
向山 ひろ子	元保護司
森川 知史	元京都文教短期大学教授

○宇治市生涯学習審議会条例

平成15年7月4日
条例第24号

(目的及び設置)

第1条 市民の生涯学習の振興を図るため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、宇治市教育委員会(以下「教育委員会」という。)の附属機関として、宇治市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 審議会は、教育委員会の諮問に応じ、市民の生涯学習の振興に関する事項について調査審議し、教育委員会に答申する。

- 2 審議会は、前項に規定する事項に関し必要があると認める事項を教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員18人以内で組織する。

- 2 委員は、学校教育、社会教育及び生涯学習の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他教育委員会が適当と認める者の中から教育委員会が委嘱する。
- 3 前項の規定により委嘱された委員は、社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定により置かれた社会教育委員とする。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第5条 審議会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、審議会の会議において必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明若しくは意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(分科会の設置)

第8条 審議会は、必要に応じて分科会を置くことができる。

(分科会の運営)

第 9 条 審議会は、分科会の議決をもつて審議会の議決とすることができる。

2 第 5 条から第 7 条までの規定は、分科会の運営について準用する。

(庶務)

第 10 条 審議会の庶務は、生涯学習担当課において処理する。

(委任)

第 11 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日から平成 17 年 5 月 31 日までの間に委嘱される委員の任期に係る第 4 条第 1 項の規定の適用については、同項中「2 年」とあるのは、「平成 17 年 5 月 31 日まで」とする。

(会議の特例)

3 この条例の施行後最初の審議会の会議の招集は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育委員会が行う。

(宇治市公民館運営審議会条例及び宇治市社会教育委員の定数等に関する条例の廃止)

4 宇治市公民館運営審議会条例(昭和 27 年宇治市条例第 13 号)及び宇治市社会教育委員の定数等に関する条例(昭和 28 年宇治市条例第 14 号)は、廃止する。

附 則(平成 17 年条例第 13 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。ただし、第 8 条の改正規定は公布の日から、次項の規定は平成 17 年 7 月 11 日から施行する。

(宇治市スポーツ振興審議会条例の廃止)

2 宇治市スポーツ振興審議会条例(昭和 56 年宇治市条例第 9 号)は、廃止する。

(宇治市図書館協議会設置条例の廃止)

3 宇治市図書館協議会設置条例(昭和 60 年宇治市条例第 12 号)は、廃止する。

附 則(平成 26 年条例第 15 号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に改正前の宇治市生涯学習審議会条例第 3 条第 2 項の規定により宇治市生涯学習審議会(以下「審議会」という。)の委員に委嘱されている者は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)に改正後の宇治市生涯学習審議会条例第 3 条第 2 項の規定により審議会の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、当該審議会の委員に委嘱された者とみなされる者の委員としての任期は、施行日における従前の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

宇治市生涯学習審議会の運営に関する内規

(趣旨)

第 1 条 この内規は、宇治市生涯学習審議会条例(平成 15 年宇治市条例第 24 号)(以下、「条例」という。)に基づき、宇治市生涯学習審議会(以下、「審議会」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第 2 条 条例第 2 条(所掌事項)に関して、以下の事項を審議する。

- (1) 宇治市教育委員会が策定する計画に関する事項
- (2) 生涯学習関連事業評価に関する事項
- (3) 審議会が必要と認める事項
- (4) その他、生涯学習に関連して審議を依頼された事項

(社会教育委員としての活動)

第 3 条 条例第 3 条(組織)第 3 項に規定する社会教育委員としての活動に関して、以下の事項を担当する。

- (1) 社会教育に関する宇治市教育委員会への助言
- (2) 社会教育に関する各種大会等への出席
- (3) 宇治市の関連委員会等の委員の就任
- (4) その他、社会教育委員として必要な活動

(会議)

第 4 条 審議会の会議は、年間概ね 6 回程度開催する。

- 2 審議会の会議内容は、会議開催の概ね 1 週間前に委員に周知される。
- 3 審議会の会議は、対面会議とオンライン会議を適宜実施し、同等の扱いとする。
- 4 審議会の会議及び会議録は、「宇治市生涯学習審議会の会議の公開に関する要項」に基づき公開する。

(その他)

第 5 条 この内規は、必要に応じて適宜見直し改定する。

附 則

この内規は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

委員長選出、委員長職務代理指名及びその他の委員への就任について

- 委員長 ()
- 委員長職務代理 ()

- 宇治市ジュニア文化賞等選考委員会委員
〔宇治市生涯学習審議会委員の代表〕(2名)

() 委員長
() 委員

- 宇治市文化芸術推進委員会委員
〔関係機関・団体等の役職員〕(1名)
【任期】令和6年8月17日～令和8年8月16日

() 委員

- 宇治市明るい選挙推進協議会委員
【任期】令和6年6月1日～令和8年5月31日まで
〔社会教育関係者〕(2名)

() 委員
() 委員

- 山城地方社会教育委員連絡協議会理事
【任期】令和9年6月まで

() 委員

山城地方社会教育委員連絡協議会規約

- 第1条 本会は山城地方社会教育委員連絡協議会と称する。
- 第2条 本会の事務局は京都府山城教育局内におく。
- 第3条 本会は山城地方の社会教育委員（以下「委員」という。）をもって構成する。
- 第4条 本会は、委員が相互に研修し、情報・意見の交換を行うことによって専門的知識の向上を図り、市町（広域連合）の社会教育推進に資することを目的とする。
- 第5条 本会に次の役員をおく。
- (イ) 会長 1名 (ロ) 副会長 3名 (ハ) 理事 若干名
 - (ニ) 監事 2名 (ホ) 事務局長 1名
- 2 会長・副会長・監事は理事会にて選出し、総会において承認を得る。
 - 3 理事は、各市町（広域連合）の委員の中から選出する。
事務局長は、会長が京都府山城教育局職員の中から、京都府山城教育局長の同意を得て委嘱する。
 - 4 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。
理事は、各市町（広域連合）の委員を代表し、本会の運営について協議する。
監事は、本会の事業ならびに会計を監査する。
事務局長は、本会の庶務ならびに会計の事務を処理する。
 - 5 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 第6条 本会は、顧問をおくことができる。顧問は、理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 第7条 本会の会議は、次のとおりとする。
- (イ) 総会 (ロ) 理事会 (ハ) 役員会
- 2 総会は、会長が招集し、年1回以上開催する。
総会は、予算・決算・事業計画等、その他、重要事項を審議する。
 - 3 理事会は、会長・副会長・理事をもって構成し、会長が招集して、会務を審議する。
 - 4 総会及び理事会は、構成員の過半数をもって成立し、議事は出席者の過半数で決する。

5 役員会は、会長・副会長をもって構成し、会長が招集して、会務を審議する。

第8条 本が行う会議及び事業等には、必要に応じて京都府山城教育局・山城地方市町（広域連合）教育委員会の職員が出席し、助言することができる。

第9条 本会の経費は、各市町（広域連合）の分担金・補助金・寄付金その他の収入をもってあてる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第10条 本会の会則の改廃は、総会において、出席者の3分の2以上の同意がなければならぬ。

2 この規約は、昭和56年6月18日から施行する。

3 この規約は、平成8年6月17日から施行する。

4 この規約は、平成21年6月26日から施行する。

山城地方社会教育委員連絡協議会（役員会における申し合わせ事項）

1 第5条の会長・副会長の選出については、

（宇治市）（城陽市・久御山町）（八幡市・京田辺市・綴喜郡）

（木津川市・相楽郡）の4地域より、候補者各1名ずつを選出し互選により会長、副会長の候補者を決定する。

2 第5条の理事は、各市町（広域連合）の中から、原則として1名とするが、事情のある場合は、この限りではない。

3 第5条の各役員について、任期中に退任の際は、その所属団体の機関または地域により後任者を選出する。

4 第7条の構成員は、該当年度の実人員をもってあてる。また、構成員の過半数は委任状による出席者を含むものとする。

5 会の予算・事業については、毎年度、役員会で第4条、第9条をふまえて作成し理事会において決定する。

宇治市審議会等の会議の公開に関する指針

第1 目 的

この指針は、審議会等の会議を公開することにより、本市の諸活動を市民に説明する本市の責務を果たすとともに、透明かつ公正な会議の運営を図り、市民の市政に対する理解と信頼を深め、もって開かれた市政の推進に寄与することを目的とする。

第2 対象とする審議会等

この指針の対象とする審議会等は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく附属機関及び要綱等により設置された附属機関に準ずるもの(以下「審議会等」という。)とする。

第3 審議会等の公開基準

審議会等は法令、条例等の規定により会議が非公開とされている場合を除き、公開するものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の全部又は一部を公開しないことができる。

- (1) 宇治市情報公開条例(平成17年宇治市条例第4号)第6条各号の規定に該当する情報(以下「非公開情報」という。)に関し、審議等をする場合。
- (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。

第4 公開又は非公開の決定

- (1) 会議の公開又は非公開は、第3の審議会等の公開基準に基づき当該審議会等が決定するものとする。
- (2) 審議会等が会議を非公開とした場合は、その理由を明らかにしなければならない。

第5 開催会議の事前公表

審議会等は、会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するとともに、宇治市ホームページへの掲載等により市民に周知するものとする。

ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

第6 公開の方法

- (1) 会議の公開については、会議の傍聴を希望する者に当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。
- (2) 公開する会議においては、傍聴を認める定員をあらかじめ定め、当該会議の会場に傍聴席を設けるものとする。
- (3) 審議会等は会議を公開するにあたっては、会議が公正かつ円滑に行われるよう、会議の傍聴に係る遵守事項等を定め、当該会議の会場の秩序維持に努めるものとする。

第7 会議資料の提供

審議会等は、会議資料（非公開情報が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

第8 会議録等の公開

- (1) 審議会等は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。
- (2) 審議会等は、会議を非公開とした場合であっても、非公開情報が記録されている部分を除いた当該会議に係る会議録を行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するよう努めるものとする。
- (3) (1)、(2)に定めるもののほか、審議会等は、その活動状況について、情報の提供に努めるものとする。

第9 運用状況の公表

市長は、毎年、審議会等の会議の公開に関する運用状況について取りまとめ、公表するものとする。

宇治市生涯学習審議会の会議の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、宇治市生涯学習審議会（以下「審議会」という。）の会議の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開催会議の事前公表)

第2条 審議会は会議を開催するにあたり、当該会議の開催日の1週間前までに、会議の概要を記載した書面を行政資料コーナーに備えるとともに市のホームページに掲載するものとする。ただし、緊急に会議を開催する必要があると認められる場合はこの限りではない。

(会議の公開)

第3条 会議の公開は傍聴を認めることにより行うものとする。

(傍聴席の区分)

第4条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第5条 一般席の定員は、会場のスペースにより5名程度とし、先着順とする。

(傍聴の手続き)

第6条 会議を傍聴しようとする者は、会議開催予定時刻の10分前までに、会議場の傍聴人受付において、氏名を傍聴受付票に記入し、事務局の指示に従い入場しなければならない。

(傍聴席に入ることができない者)

第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している者
- (5) 酒気を帯びていると認められる者
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している者

(傍聴人の守るべき事項)

第8条 傍聴人は、傍聴席において、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

(会長の指示)

第9条 傍聴人は、全て委員長の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 傍聴人がこの要項に違反するときは、委員長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議資料の提供)

第12条 審議会は、会議資料（宇治市情報公開条例（平成17年宇治市条例第4号）第6条各号の規定に該当する情報（以下「非公開情報」という。）が記録されている部分を除く）を会議の当日までに行政資料コーナーに備えるとともに、傍聴者に提供するものとする。

(会議の非公開)

第13条 審議会は、以下の各号に該当する場合は、非公開とする理由を明らかにしたうえで、委員の過半数の賛同を得て、非公開とすることができる。

- (1) 非公開情報に関し、審議等をする場合。
 - (2) 会議を公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され、会議の目的が達成されないと認められる場合。
- 2 会議の審議事項に公開する事項と非公開とする事項がある場合において、審議を分割して行うことができると認められるときは、非公開の事項に係る部分を除いて公開するものとする。

(会議録の公開)

第14条 審議会は、公開した会議の会議録を作成し、その写しを行政資料コーナーに備え、一般の閲覧に供するものとする。

(その他必要な事項)

第15条 この要項に定めるもののほか、会議の公開に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要項は、平成20年4月18日から施行する。

傍聴に係る注意事項

宇治市生涯学習審議会

1 会議場に入ることができない方

次の方は会議場に入ることができません。

- (1) 銃器その他の危険なものを携帯している方
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している方
- (3) 笛、ラッパ、太鼓、その他の楽器の類を携帯している方
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイクの類を携帯している方
- (5) 酒気を帯びていると認められる方
- (6) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、または他人に迷惑をおよぼすと認められるものを携帯している方

2 傍聴にあたっての遵守事項

傍聴にあたっては次のことを守ってください。

- (1) 会議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 私語、談笑または騒ぎ立てる等、会議を妨害しないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (4) 飲食または喫煙をしないこと。
- (5) 委員長の許可なく、会議場において撮影、録音その他これに類する行為をしないこと。
- (6) 携帯電話等は電源を切るか、マナーモードに設定すること。
- (7) その他会議場の秩序を乱し、または会議の妨害となるような行為をしないこと。

3 会議の非公開

会議の審議事項に非公開とする事項がある場合においては、当該非公開とする事項の審議にかかる部分については、退場していただきます。

4 その他

- (1) 会議の傍聴については、委員長の指示に従ってください。
- (2) 傍聴にあたっての遵守事項に違反した場合には、退場していただきます。